

Title	矢野久著 『労働移民の社会史：戦後ドイツの経験』
Sub Title	
Author	山本, 健兒(Yamamoto, Kenji)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.103, No.4 (2011. 1) ,p.775(207)- 780(212)
JaLC DOI	10.14991/001.20110101-0207
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110101-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



矢野久著

『労働移民の社会史
——戦後ドイツの経験——』

現代書館，2010 年，316 頁

本書は、東西ドイツ分裂時代の西ドイツによる外国人労働者導入の政策決定過程とこれに関連する諸問題を、社会史の立場から解明した優れた研究書である。と同時に、概説書的な性格も本書にはある。著者は、1970 年代末から 80 年代半ばにかけてルール工業地帯の都市ボーフムにあるルール大学に留学し、ここでナチス時代の外国人労働者をテーマとする博士論文を執筆し、現在、慶應義塾大学経済学部教授として活躍している。本書は、1990 年代半ばと 2000 年代半ばに著者がルール大学に再留学した際に収集した史料に基づいてこの間に発表してきた諸論文を集成したものである。その章構成はつぎのとおりである。

- 序 章 社会史研究の立場から——文書館の一次史料と居住の社会史
- 第 1 章 労働移民とナショナリズム——戦後（西）ドイツの外国人労働者をめぐって
- 第 2 章 外国人労働者の導入と西ドイツ労働市場の制度化
- 第 3 章 外国人労働者の組織的導入への道——イタリア人労働力募集協定の成立過程
- 第 4 章 労働移民と健康政策——西ドイツ 1950・60 年代
- 第 5 章 労働移民と居住
- 終 章 現在の労働移民問題へ向けて——歴史研究者の眼から

著者の研究姿勢は、文書館で閲覧できる一次史

料の徹底的な解読に基づいてこそ、何が起きたか、何が問題だったかを解明できる、とするものである。また、その作業を通じてこそ歴史の全体像に迫ることができる、とするものである。西ドイツへの労働移民に関する研究書あるいは啓蒙書の中には、その研究方法に基づかずに、独占資本が外国人労働者の導入を要請したと断定し、その社会的背景としての西ドイツ国内での労働力供給の限界と、景気の調節弁としての外国人労働者の役割とを強調するものがある、と著者はみている。このような解釈は日独のいずれにもみられ、したがって通説であるという。この通説を著者は一次史料の解読から問題視するのである。

著者は「まえがき」において、「外国人（労働者）問題は現在の「社会問題」であり」（p.5）、「どのようにその時々現在の社会問題が生成したのか」（p.5）という問題を歴史学独自の視点と方法をもって解明することを、本書全体の課題として位置づけている。その際に著者が取る視点は 3 つある。第 1 に政策決定に直接関与した官僚が残した一次史料から政策形成過程を明らかにするという視点、第 2 に社会史的な問題としての外国人の健康と居住に関する西ドイツ政府の政策と実態とを解明するという視点、第 3 に外国人労働者をドイツで生活する主体としてみるという視点である。この 3 つの視点のうち、第 1 は第 3 章と第 4 章に、第 2 は第 4 章と第 5 章に活かされており、第 3 の視点は全編を通じて、特に第 1 章、第 2 章、第 5 章に顕著に現れている。

第 3～5 章は個別テーマに焦点をあてているが、第 1 章と第 2 章は大局的見地から西ドイツへの国際労働力移動の全体構造を描いたものとして、また序章と終章は全体構造を示すための著者の立場が表明されているものとして位置づけることができる。事実、著者の研究プロセスはまず第 3 章と第 4 章のもとになった諸論文のほとんどを発表し、その後に第 1 章と第 2 章の内容発表という順序で展開した。それゆえ、研究書としての本書の中心をなすのは第 3 章である。これに 108 ページ、注

記を加えれば約 127 ページと、本書の 3 分の 1 を上回る紙数が配分されていることから、それは明らかである。そこで第 3 章の内容をやや詳しく、ついで他の諸章を手短かに紹介したい。

第 3 章ではまず、イタリアとの労働力募集協定の前史が詳細に述べられている。1955 年 12 月にそれが締結されたことはよく知られており、したがって西ドイツの外国人労働者導入政策の起点をこの年に求めるのが一般的であるが、著者は外務省政治文書館の史料から、すでに 1951 年 8 月にイタリア大使館から西ドイツ連邦政府に対してルール地域へのイタリア人労働者導入の可能性に関する打診があったこと、他方、同年に西ドイツ連邦議会の農業委員会から農繁期におけるイタリア人労働者導入の可能性を探る動きがあったことを明らかにしている。

上の 1951 年の動きが直ちに 1955 年の協定締結に結びついたというわけではない。労働市場政策に責任を持つ連邦労働省が外国人労働者の導入を検討し始めたのは 1953 年になってからであることが、コブレンツにある連邦文書館史料から解明されている。しかし、連邦労働省だけの判断でこのような政策が決定されるわけではない。したがって著者は、連邦経済省、連邦農林省、連邦職安（後の Bundesanstalt für Arbeit）といった政府の各省庁のみならず、ドイツ工業連盟やドイツ労働総同盟の動きや見解も、一次資料をもとに検討している。その結論として、西ドイツとイタリアとの協定はイタリア側からの求めによって締結されたこと、他方西ドイツの農林業分野での雇用主はそうした政治的動きが表に現れる以前からイタリア人労働者を安価な労働力として求めていたこと、「独占資本」の利害を代弁するドイツ工業連盟も農林業より遅れてではあるがイタリア人労働者の導入を求めるようになったことが指摘されている。しかし、これは連邦政府では取り上げられなかったこと、政府の中でイタリア人労働者導入のリーダーシップをとったのは連邦経済省であること、それは独伊間の経済関係全般と熟練工不

足への考慮に基づく判断であったことも明らかにしている。

1954 年前後のドイツの労働市場の特徴は熟練工不足と高い失業率だった。連邦労働省がイタリア人労働者の導入に慎重な姿勢を取ったのは後者のゆえである。著者は *Wirtschaft und Statistik* という連邦統計庁から発行されている雑誌のバックナンバーに依拠して、1954 年夏でもそれが 6% に近かったこと、1955 年 3 月には 8% 弱に上昇していたことを示している。しかし、同年 6 月には 4% を下回ったことにも言及し、当時の西ドイツ労働市場の客観的姿にも配慮を示しつつ、省庁によって労働市場の状況認識が異なっていたことを、一次資料に基づいて詳述している。

その背後にある実態は、産業別あるいは職業別に、そして地域別に西ドイツ労働市場がセグメント化されていることにある。著者はこれに十分配慮した分析を行い、戦後西ドイツ経済を牽引した産業ではなく、農業や採石業がイタリア人労働者を必要としていたことを明らかにしている。その分析の途上で、農業でのイタリア人労働者の賃金水準が決して低いものではないことも明らかにしている。それゆえ著者は独占資本が外国人労働者の組織的導入を要請したのではない、と主張する。

さらに著者は、西ドイツとイタリアとの間の労働力募集協定が 1955 年 12 月に締結される以前の同年 7 月に仮署名されていたこと、その意味に関する連邦経済相と連邦労働省の認識の違いを浮き彫りにすると同時に、なぜ仮署名から本協定締結に至ることになったのか、そのプロセスの詳細を分析している。いうまでもなくその現実的背景は労働市場の変化である。しかし、単純に労働力不足を連邦労働省もまた認識するに至ったと結論するのではなく、国内からの労働力供給に限界があることを認識したに過ぎないこと、イタリア人労働者への需要意欲が西ドイツの企業に強かったといえる証拠がないことを明らかにしている。

第 4 章では、労働力募集の 2 国間協定において、西ドイツ政府が個々の労働者の健康状態を厳しく

診断する政策を採用した理由を、イタリアとの協定とトルコとの協定の比較、および協定に基づかずに来独する外国人労働者に対する健康診断政策との比較によって明らかにしている。その結論は、外国人労働者個々人の健康を配慮した政策ではなく、伝染病がドイツに蔓延することを防止するための政策だということである。

第5章は、外国人労働者に対する居住政策の実態を、特に1960年代前半に焦点をあてて明らかにするとともに、その政策意図と居住実態への効果とを明らかにしている。著者の目指すところは、外国人労働者とその家族が居住面で差別を受けていることをリアルに示すことにあると考えられる。ただし、それは家族の呼び寄せに伴っての差別ではなく、そもそも家族の呼び寄せが許されるか否かに関してのトルコ人への差別、そして企業が用意する寄宿寮の質や、民間住宅市場で外国人労働者が入手できる住宅の質の劣悪さに焦点があてられている。その背景に、ドイツ人住民による外国人労働者に対する差別意識があると著者は主張する。

第1章と第2章は、既述のように、西ドイツの外国人労働者政策に関する歴史的全体像を描いている。著者は、外国人労働者と西ドイツとの関係を4つの局面に分けて、次のように捉える。第1局面は1955年から1973年までであり、農業も含めて西ドイツ企業の利害を背景としつつも、送出国の要請を受けた労働市場政策として外国人労働者への対応がなされた。第2局面は1973年から1979年までであり、外国人労働者の新規入国を制限し、既に滞独している外国人労働者の帰国促進を図るとともに社会的統合も図るという政策が遂行された。第3局面は1979～80年であり、外国人労働者とその家族の本格的統合に舵を切ったが、トルコ人への暴力問題が発生した時期でもある。第4局面は1981年から1990年までであり、西ドイツ国内の秩序維持のための外国人政策が展開された。つまり外国人の一部の統合を目指すとともに、帰国奨励を強化し、かつ家族の入国制限が強化された。第5局面は1990年から1998年

までであり、旧社会主義諸国からの新しい移住の時期であるとともに、同化政策への重点移行の時期だった。

総じて、西ドイツ、そして東西ドイツ統合後のドイツは、外国人労働者とその家族を他者化し、排斥する方向にあったと著者は主張する。それゆえ、外国人はドイツ社会による差別を受ける存在であり、ドイツにおける外国人問題とは、外国人自身の問題ではなく、マジョリティたるドイツ人の問題である。戦後西ドイツの外国人労働者の組織的導入は、法制度面でナチス期のドイツにおける強制外国人労働との歴史的連続性を持つが、抑圧的・強制的ではないという意味で不連続性もある。以上が、著者の描く、西ドイツおよび統合後のドイツにおける外国人労働者の歴史の全体像ということになる。

評者は歴史研究者ではなく、社会経済の地理的実態の解明に従事する者であるが、一次史料を重視する著者の研究姿勢に大いに学ぶとともに共感もする。したがって、その作法に則って執筆された第3章と第4章での著者の分析と叙述はみごとであると思う。他方、第5章のテーマは評者自身が研究してきた問題でもあり、若干の疑問がある。また第1章と第2章に示されている著者の見解には異論もある。以下、それらについて述べる。

著者が第5章で論じている外国人労働者の住居は、彼らを雇用する企業が用意する寄宿寮と民間住宅市場で外国人が独自に調達する住宅である。この2つの種類の住宅に着目するのは自然なことであるが、実はその中間的な形態があることにも注意を払うべきである。特に著者がルール地域で生活する外国人労働者とその家族の事例を念頭においていると考えられるので、この点を指摘しておきたい。つまり、ルール地域には19世紀末から20世紀初めにかけて炭鉱企業や鉄鋼企業が建設した家族向けの集合住宅が多数存在しており、一般にWerkswohnung（社宅）と呼ばれている。評者が知る限り、その所有者は少なくとも第2次

世界大戦以降、生産企業そのものではなく、これに資本の過半を所有される不動産企業となっているのが一般的である。そうした住宅は、外国人労働者を雇用する生産企業が彼らのために独自に用意する家族向けの住宅にもなりえたとし独身寮にも転用されえた。これは、外国人労働者が自らの力で探し賃貸契約する住宅ではないが、形式的には民間住宅市場で供給される住宅ということになる。

しかし、20世紀初めまでに建設された *Werkswohnung* の設備は1960~70年代の西ドイツの生活水準からすれば不十分であるため空き家になるケースが少なくなかった。しかも資本の所有関係から、生産企業はその不動産企業に、自社で雇用する外国人の住宅として賃貸するよう影響力を発揮できた。実際、そのようにして外国人労働者とその家族が高い比率を占めるようになった集合住宅は、ルール地域の各所にある。著者が事例として言及しているマンネスマン株式会社にとっても、デュースブルク市南部にそうした住宅団地があり (ILS, 1992)、評者はそこを踏査したことがある。

第2に、*Werkswohnung* の改修のために公的資金が使われたり、不動産企業によって新築される住宅で公的資金が使われたりする場合には、いわゆる社会住宅として位置づけられ、所有者は民間企業や都市自治体の子会社の形態を取る公的企業等であるが、借家人は都市自治体の住宅局によって選別された低所得者（世帯人員数も考慮される）となるのがドイツの都市では一般的である。評者はミュンヘン市の社会住宅への外国人居住の実態を論じたことがあるが (山本, 1994)、この種の住宅はルール地域にも数多く存在している。そうした住宅が永久に社会住宅であり続けるわけでは必ずしもないが、社会住宅は一定期間その都市に合法的に住んだことを条件に外国人にも割り当てられうる。そして新築高層の社会住宅には外国人が集中する傾向を持つ。

寄宿寮と民間住宅市場で供給される住宅の中間形態的な住宅の存在とそこでの外国人労働者とそ

の家族の居住実態を知れば、一般論として「ドイツ人住民自身が外国人家族との共生を拒否していた」(p.232)と断定できるものではない、と評者は考える。もちろん、差別はあり、外国人が集中する街区から転居するドイツ人はいる。1960年代末から1970年代前半にかけてドイツ人の中に借り手を見出せなくなった住宅所有者の中には、その住宅の低い質に見合わないほどに高い家賃を設定して外国人労働者とその家族に貸した事例が、ドイツの各都市で見出されるはずである (山本, 1991, 1997)。評者が専攻する社会地理学の立場からすれば、そうした個別事例がどのようなナショナルな制度とローカルな文脈の中で、そしてグローバルな動向との絡み合いの中で、各種の主体間の相互作用の結果として発生したのかを問うべきである、と考える。特に居住という現象に関する研究では、このような視点が必要と思う。

著者の描く歴史的全体像にも疑問がある。著者はナチス時代との制度の連続性を強調するが、ドイツにおける外国人労働者雇用の歴史はもっと以前にさかのぼる。第二帝政時代に、ロシア領あるいはオーストリア領となった地域からポーランド人などが出稼ぎ農業労働者としてプロイセンに流入したからである。これをプロイセンはコントロールすべく *Legitimationskarte* (身分証明書) 制度を作った。これは労働許可と滞在許可の両機能を持つ (Herbert, 1986, S.37-39)。この制度は、1950年代半ば以降の2国間募集協定で来独する外国人労働者にも適用され、それゆえ西ドイツによる外国人労働者導入の原型をなす。また、イタリア人が20世紀初め時点でルール地域を含むラインラントとヴェストファーレンで9万人以上働いていたことも歴史的事実である (Herbert, 1986, S.54-55)。歴史の全体像を描くためには、ドイツの産業化に伴って19世紀末から顕在化していた外国人労働者の流入と存在形態とのつながりから考えるべきではなからうか。その際に、戦後西ドイツに流入した外国人を最も多く雇用したのは大企業だったという事実を軽視すべきでない。評者は電

気機械大手企業のジーメンス社に雇用される外国人労働者数を、同社の営業報告書で確認したことがあるが、1960年代末には同社の国内従業者数の7%を超えるに至っていた(山本, 1993, p.138)。ルール地域でもテュッセン社, マンネスマン社, クルップ社などの大企業が多く外国人労働者を雇用したことは事実である。それゆえ、確かに西ドイツの外国人労働者導入の端緒は「独占資本」の要求によっていたわけではないとしても、その大きな流れを作ったのが大企業であるという仮説は否定されないのではなかろうか。

著者による戦後の局面区分の仕方も疑問である。ドイツ政府の政策という観点からすればローテーション政策からインテグレーション政策への転換, 家族の大量流入, 庇護請求者や難民の大量流入, アウスズイートラーと呼ばれるドイツ系とみなされた東欧諸国やソ連ないしロシアの国籍を先祖代々持っていた人々の大量流入, そして国籍法の改定などといった現象が局面区分のメルクマールになる。著者によるドイツでの外国人に関する概念解説(pp.22-23)では触れられていないが, ausländische Mitbürger(外国人同胞市民)というやや矛盾した用語が積極的に用いられた時期があることも考慮に入れると, 著者の局面区分とは異なる時期区分と, ドイツ社会と外国人定住者との関係に関する著者の解釈とは異なる解釈が提出される。もちろん, 時期区分は特定の年次で明瞭にできるというものではなく, いわば移行期として捉えざるをえない時期もあることになる。

第1章で著者が開陳する認識がいったいどのような歴史的事実や地理的実態をもとに獲得されたものなのか, 学術論文の体裁をとっていないので分からないが, 概説書としての性格も本書にあるがゆえに, 第3章と第4章の緻密さと比べて惜しいというのが, 評者の読後感である。ドイツ社会の理解のためには, 国レベル, 州レベル, コムーネレベル, そして近隣社会レベルで発生する諸現象の差異に留意すべきというのが評者の考えである。ドイツの公的機関やドイツ人が外国人住民を

差別する側面だけでなく, 外国人ゲッター化した街区に光をあてれば苦渋に満ちたドイツ社会という側面と, その中であるべき社会の建設に向けて努力するドイツ人やその組織の存在も浮き彫りになる(山本, 1998a, 1998b)。その意味で, コムーネレベルと近隣社会レベルで発生した現象を異なる空間スケールでの差異と連関に留意しながら解明し, そこから国レベルの政策を逆照射することを, 今後の著者に期待したい。

山本 健兒

(九州大学経済学研究院教授)

文 献

- 山本健兒(1991)「ドイツの土地投機——住宅事情の一断面」, 『法政通信』No.232, 1991年8月号, pp.2-7。
- 山本健兒(1993)『現代ドイツの地域経済——企業の立地行動との関連』法政大学出版局。
- 山本健兒(1994)「ドイツにおける社会住宅とエスニック・マイノリティ」, 『大原社会問題研究所雑誌』No.427, pp.19-33。
- 山本健兒(1995)『国際労働力移動の空間——ドイツに定住する外国人労働者』古今書院。
- 山本健兒(1997)「ドイツ・デュースブルクにおける外国人ゲッター化と都市計画——ブルックハウゼンの事例」, 『地理学評論』第70巻, pp.775-797。
- 山本健兒(1998a)「ドイツ都市のトルコ人集中街区に見るドイツ人とトルコ人との関係」, 『経済志林』(法政大学経済学会)第66巻2号, pp.71-111。
- 山本健兒(1998b)「1990年代におけるドイツ都市の外国人ゲッター化街区の状況」, 『人文地理』50巻6号, pp.589-605。
- Herbert, U. (1986) *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880-1980. Saisonarbeiter Zwangsarbeiter Gastarbeiter*. Berlin und Bonn: Verlag J.H.W. Dietz Nachf. GmbH.

ILS (Institut für Landes- und Stadtentwicklungsforschung des Landes Nordrhein-Westfalen) (1992) Siedlung Alt-Hüttenheim in Duisburg-Hüttenheim. In ILS (Hrsg.) *Stadtbildprägende Arbeiter-*

siedlungen, Erhaltung und Erneuerung denkmalwerter Arbeitersiedlungen im Rhein-Ruhr-Gebiet (ILS Schriften 66), S.27–35.